

入院時食費変更のお知らせ

厚生労働省より、食材費等が高騰していることを踏まえ、入院時の食費の基準を引き上げとなっております。

令和7年4月1日～

下記の通り、1食あたりの自己負担が変わります。

一般所得者の場合		490円	+20円	<u>510円</u>
住民税非課税世帯の場合	入院期間90日以内	230円	+10円	<u>240円</u>
	入院期間90日超	180円	+10円	<u>190円</u>
住民非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合		110円	±0円	<u>110円</u>